平成２４年（フ）第２００号
群馬県高崎市倉渕町三ノ倉4552番地１
破産者　大川原由佳
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第１９９４号
神奈川県大和市渋谷３丁目２番地７　パークサイドハイツ201
破産者　三河　　晟
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６７１号
神奈川県秦野市平沢1321番地、破産手続開始決定時の住所神奈川県秦野市平沢1309番地の１
破産者　小宮　　徹
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第６７２号
神奈川県秦野市平沢1321番地、破産手続開始決定時の住所神奈川県秦野市平沢1309番地の１
破産者　小宮　光江
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３７６号
神奈川県足柄上郡松田町松田庶子402番地１、前住所神奈川県足柄上郡松田町松田庶子380番地
破産者　加藤　和幸
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４７２号
神奈川県中郡大磯町高麗２丁目15番９号
破産者　前田　篤彦
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第４９号
山梨県富士吉田市上吉田5520番地　上宿団地33
破産者　山根　　悟
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第３０９号
静岡県榛原郡吉田町住吉3266番地の３
破産者　高橋　　寛
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４４１号
静岡県島田市旭２丁目19番25号
破産者　山本富美雄
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９０号
愛知県豊橋市西浜町７－６　ボナール前芝302号室、住民票上の住所愛知県豊橋市旭町字餌指15番地の３
破産者　彦坂　彰宏
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２４年（フ）第２８０号
大津市衣川２丁目17番８号
破産者　渡邉　啓子
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４６２号
京都市山科区大塚中溝町72－４　科塚マンション301号、住民票上の住所京都市山科区北花山横田町16番地６
破産者　上本　　明
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４５号
京都府宇治市神明宮北２番地の23
破産者　ＩＰＦ赤穂工業こと　赤穂　一郎
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４３１号
京都府木津川市木津川台６丁目２番地２　ローレルスクエア木津川台17―101
破産者　吉住佐江子
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７５１号
京都府八幡市八幡福禄谷191番地の９、開始決定時の住所京都府八幡市八幡安居塚36番地の２
破産者　川北　一夫
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７５３号
大阪府枚方市南楠葉１丁目16番８―201号、開始決定時の住所京都府八幡市八幡安居塚36番地の２
破産者　川北　次生
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第７５４号
大阪府枚方市南楠葉１丁目16番８―201号、開始決定時の住所京都府八幡市八幡安居塚36番地の２
破産者　川北　信子
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第８０７号
京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字茶屋前２番地６　301号
破産者　林　　陽一
１　決定年月日　平成24年12月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係